

議案第102号

佐野市歯及び口腔の健康づくり推進条例の改正について

佐野市歯及び口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和7年12月5日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市歯及び口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例

佐野市歯及び口腔の健康づくり推進条例（平成25年佐野市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は」の次に「、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき」を、「保持増進」の次に「及び健康寿命の延伸」を加える。

第2条第1項中「又はこれらの機能の維持」を「並びにオーラルフレイル（口腔機能の衰えであって、適切な対応により機能回復が可能な状態をいう。）の予防」に改め、同条第2項中「検診」を「健康診査」に改める。

第3条第1項中「子ども」を「こども」に改める。

第10条第4号中「障がい者、」を削り、「高齢者等」を「高齢者、障がい者等」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）災害の発生時又は感染症のまん延時における必要な措置に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

市民の健康意識の向上を図るため、健康寿命の延伸及びオーラルフレイルの予防の規定を追加し、並びに所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第102号参考資料

佐野市歯及び口腔の健康づくり推進条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
(目的) 第1条 この条例は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、 <u>歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）</u> に基づき、歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康の保持増進 <u>及び健康寿命の延伸</u> に寄与することを目的とする。
(定義) 第2条 この条例において「歯及び口腔の健康づくり」とは、歯及び口腔の健康の保持増進又はこれらの機能の維持を図ることをいう。 2 この条例において「歯科保健医療サービス」とは、歯科に係る検診、歯科保健指導等の歯及び口腔の健康に関するサービス又は歯科医療をいう。	(定義) 第2条 この条例において「歯及び口腔の健康づくり」とは、歯及び口腔の健康の保持増進並びにオーラルフレイル（口腔機能の衰えであって、適切な対応により機能回復が可能な状態をいう。）の予防を図ることをいう。 2 この条例において「歯科保健医療サービス」とは、歯科に係る健康診査、歯科保健指導等の歯及び口腔の健康に関するサービス又は歯科医療をいう。
(基本理念) 第3条 歯及び口腔の健康づくりは、 <u>子どもの</u> 健やかな成長及び脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病その他の生活習慣病の予防、介護予防等に重要な役割を果たすことに鑑み、全ての市民の日常生活において推進されなければならない。	(基本理念) 第3条 歯及び口腔の健康づくりは、 <u>子どもの</u> 健やかな成長及び脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病その他の生活習慣病の予防、介護予防等に重要な役割を果たすことに鑑み、全ての市民の日常生活において推進されなければならない。
2 (略)	2 (略)
(基本的施策の推進) 第10条 市は、歯及び口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。	(基本的施策の推進) 第10条 市は、歯及び口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 障がい者、介護を必要とする高齢者等が適切かつ効果的な歯科保健医療サービス	(4) 介護を必要とする高齢者、障がい者等が適切かつ効果的な歯科保健医療サービス

の提供を受けることができる環境の整備に関すること。

(5) (略)

の提供を受けることができる環境の整備に関すること。

(5) 災害の発生時又は感染症のまん延時における必要な措置に関すること。

(6) (略)